

# 被害者にならないために 加害者にならないために

使い方を  
間違えると…

その  
クリックが…

無料だと  
思ったら…

軽い気持ち  
だったのに…

## インターネットの特徴

簡単にコピーができ、情報の伝わるスピードが非常に速い。インターネット上に流出した情報は、完全に消すことがほぼ不可能である。インターネット上の情報は、不特定多数の人が簡単に保存することができる。



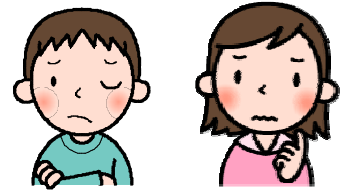
平成25年7月

岐阜県教育委員会 生徒指導総合支援チーム



僕は絶対にだまされない！

私は個人情報を絶対に出さない！ そんなあなたでも



# 被害者 になるかも！

## A: なりすまし

インターネットを通して知り合った「女子中学生」とメールや写真のやりとりをしていた。ある時、相手の態度が突然変わり、写真や個人情報をばらまくぞと脅迫を受けた。相手は、女子中学生ではなく、「成人男性」だった。



### A なりすましの被害者にならないために

- ・直接会ったことのない人へ写真や個人情報を送らない。
- ・インターネット上で知り合った人とは、絶対に会わない。

## B: 個人情報の流出

友達と撮った写真、名前、中学校名をネット上の日記に載せたら、違う掲示板にその写真とともに、自宅の電話番号や本当でないことが一緒に書き込まれた。そのため、自宅へ嫌がらせの電話がかかったり、家の近くで不審な人を見かけたりするようになった。



### B 個人情報をネット上に流出させないために

- ・簡単に個人情報を載せない。
- ・写真には位置情報が載らないようにする。

#### 【注意点】

- ・写真には、GPS機能により、位置情報が掲載されていることがある。
- ・いくつかの情報を組み合わせると、個人が特定できる。
- ・友達も嫌な思いをするかも知れない。

## C: インターネット上での出会いによる被害

中学生女子が、軽い気持ちで出会い系サイトに「カラオケに行こう」と書き込んだ。返事のあった高校生らしい男子とカラオケに行ったら、お酒を飲まされ、そこに成人男性も来て、「売春させるぞ」と脅された。



### C インターネット上での出会いによる被害者にならないために

- ・出会い系サイトに書き込まない。(18歳未満が書き込むことは違法です。)
- ・簡単にSNS, プロフ等のサイトにアクセスしない。

1 総務省 インターネットトラブル事例集より

[http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/joho\\_tsusin/kyouiku\\_joho-ka/jireishu.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/kyouiku_joho-ka/jireishu.html)

軽い気持ちだったのに

# 加害者 になるかも！



- ・軽い気持ちで行ったことでも、法律に違反すれば、犯罪行為になる。
- ・インターネット上の「足あと」をたどれば、容疑者は、特定される。

全国のニュース記事より

## 犯行予告を書き込む

インターネット掲示板に「2月15日に、市 中学校で爆破テロを起こします」と書き込んだ少年を県警サイバー犯罪対策室が特定。少年は「僕が書き込んだ。いたずらだった」と話している。

いりよくぎょうむぼうがいようぎ

警察が**威力業務妨害容疑**で捜査している。

## 他人のID パスワードを盗む

インターネットで知り合った小学生からIDとパスワードを聞き出し、それを使って無断でインターネットの会員制交流サイトにアクセスした。

警察は高校1年の男子生徒を、**不正アクセス禁止法違反**の疑いで書類送検した。

～ も犯罪行為です！

## 悪口を書き込む

2

ひぼうちゅうしょう

特定の人物を誹謗中傷するため、インターネット上のサイトに実名を挙げて「万引きをしていた」「気持ち悪い」「うざい」などと悪口を書き込む。

【**名誉毀損・侮辱**：(刑法第230条、231条)】

## メールで脅す

2

学校に来たら危害を加えると脅すメールを送る。

【**脅迫**：(刑法第222条)】

## 裸や性器などわいせつな画像を掲載する

2

携帯電話等で児童生徒の裸や性器の写真を撮り、インターネット上のサイトに掲載する。

【**児童ポルノ提供等** (児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律第7条)】

2 文部科学省ホームページ参考  
[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/seitoshidou/1335369.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1335369.htm)

## 保護者の皆様へ

携帯電話やスマートフォン等は大変便利です。しかし、「使い方」を間違えれば、子どもが被害者にも加害者にもなる危険があります。

今では、ゲーム機でもインターネットに接続できるものもあり、メール等でのトラブルも報告されています。

子どもを守るためには、保護者が使い方について話し、責任をもって与えることが大切です。**家族のルールをお子さんと話し合っ**て決め、**定期的に見直**しましょう。



**子どもを守るために「保護者」ができること！**

使い方について、家族のルールを話し合っ

て作り、定期的に見直していますか。(家族のルール決め)

フィルタリングなどをかけていますか。(保護者の責任として)

心配なことが起きたら、学校へ相談していますか。(学校・PTA等との連携)

## 家族のルールの例

### 時間に関するルール

例)「時まで」「時間」  
「宿題が終わってから」など

### 料金に関するルール

例)「プリペイドカードの使用を許可するか」  
「小遣いから支払うのか」など

### ネット利用に関するルール

例)「有害サイトへはアクセスしない」  
「SNSやブログなど、コミュニケーションをとることができるサイトへアクセスしない」など


### ルールを守れなかったときの約束


例)「約束を破ったら、使用禁止」など

## 各種相談窓口

### 携帯電話やインターネットのトラブルに関する相談窓口

○総務省東海総合通信局


052-971-9133 (平日8:30～12:00 13:00～17:15) 

岐阜県警サイバー犯罪110番メールフォーム 

<https://www.pref.gifu.lg.jp/police/kurashi-anzen/hanzai-kenkyo/cyber-hanzai/hitecform.html>

### なやみやいじめの相談窓口

○教育相談ほほえみダイヤル、いじめ相談24

0120-745-070 または 0120-740-070 

○子どもの人権110番(岐阜地方法務局)

0120-007-110 